

入札参加資格審査申請要領

－測量・建設コンサルタント等－

(提出書類)

- 1 入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状兼）及び別紙
- 2 使用印鑑届
- 3 印鑑（登録）証明書
- 4 入札参加承認通知書

- ※ この要領には大阪広域環境施設組合（以下、「本組合」という。）の入札参加資格審査の申請に必要な事項が記載されています。申請にあたっては必ずこの要領をお読みください。
- ※ この申請に基づいて作成する入札参加資格者名簿は、随意契約を行うにあたっての業者選定にも使用します。
- ※ 本組合の登録内容に変更が生じた場合に必要な事項もこの要領に記載されています。
- ※ この申請で収集された情報は、本組合の入札参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されます。
- ※ この申請のほか、電子入札に参加する場合は、本組合電子入札システムの利用者登録が必要となります。

大阪広域環境施設組合

本組合の測量・建設コンサルタント等の入札に参加を希望される場合は、本組合へ「入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状兼）」（添付書類を含む）を提出し承認を受ける必要があります。

本組合が実施する入札参加資格審査は、「大阪市の入札参加有資格者名簿に登録があること」を資格要件の一つとすることによって、申請にかかる負担を軽減し、比較的簡単な手続きを行っていただすることで申請が完了します。

1 申請の受付及び承認

(1) 申請受付

【測量・建設コンサルタント等】

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで随時受付

（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間（12月29日～1月3日）を除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く）

(2) 申請受付方法及び承認日

【申請方法】

郵送（※事前確認要）又は、窓口へ持参ください。

＜郵送の場合＞

誤記等が無いか事前確認した後に、郵送による受付を行います。については、以下の受付窓口あて、「入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状兼）」（添付書類を含む）をメール又はFAXで事前に提出してください。原本の提出については、事前確認後本組合から連絡します。

※登録完了後、「入札参加承認通知書」を送付するため、返信用封筒が必要になります。

＜持参の場合＞

[受付窓口]

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階

大阪広域環境施設組合総務部経理課

電話 06-6630-3349

FAX 06-6630-3582

E-mail sankashikaku@osaka-env-paa.jp

【承認日】

＜郵送の場合＞

事前確認後、本組合から連絡します。

＜持参の場合＞

申請書受付後に審査を行い、「入札参加承認通知書」を即日交付します。ただし、当日の受付状況によっては長時間お待ちいただく場合があります。

*本組合の電子入札システムへの登録には、入札参加資格承認後1か月程度掛かりますのでご留意ください。

2 資格有効期間

【測量・建設コンサルタント等】

(令和8年4月1日～令和8年4月30日の間に申請し承認が完了した場合)

令和8年5月1日から令和11年4月30日まで（3年間）

(令和8年5月1日以降に申請し承認が完了した場合)

承認日から令和11年4月30日まで

*入札日・契約締結時・事業請負見積書提出時・履行期間中には当該年度の本組合入札参加資格者名簿への登録が必要です。

3 申請要件

- (1) 本組合への申請時点での大阪市の入札参加有資格者名簿に登録されていること
- (2) 「工事請負」と「測量・建設コンサルタント等」の両方に登録することはできません
- (3) 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(資料1 参照)

4 提出書類及び説明

提出書類は次のとおりです。それぞれの説明をよく読んでから提出してください。

提出書類	説明
1 入札参加資格審査申請書 (誓約書・委任状兼) 及び 入札参加資格審査申請書 別紙 (本組合所定様式)	代表者及び受任者（代表者から常時、契約締結等の権限を委任されている方）が誓約内容を確認のうえ、記入してください。 また、申請後に変更があった場合も当該申請書にて変更申請の手続きをしてください。 <申請書> 受任者欄は、本社が遠隔地である等の理由により、受任者を設ける場合に記入してください。（受任者は支店長、営業所長など） この用紙に掲げる委任事項を変更することはできません。
2 使用印鑑届 (本組合所定様式)	実印欄には実印（法務局・市区町村が証明する代表者・本人の印鑑）を押印してください。使用印欄には、実印を使用印として使用する場合は実印を、その他の代表者印を使用する場合はその印鑑を押印してください。なお、受任者を設ける場合には、受任者の印鑑が使用印となります。使用印は、役職名又は氏名等が表示されたものに限ります。 (会社名だけの印鑑、役職名又は氏名等が一致しない印は不可) なお、申請後に使用印鑑を変更する場合は申請書の変更手続きを行い、当該使用印鑑届を改めて提出してください。
3 入札参加承認通知書 (本組合所定様式)	必要事項を記入してください（ただし、業者番号及び日付は記入しないでください）。 受任者欄は、本社が遠隔地である等の理由により、受任者を設ける場合に記入してください。 使用印鑑届と同一の実印、使用印を押印してください。
4 印鑑証明書又は 印鑑登録証明書（いずれも 原本）	(法人の場合) 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）で、申請時点で発行後3か月以内のもの (個人の場合) 本人の印鑑登録証明書（市区町村発行のもの）で、申請時点で発行後3か月以内のもの なお、申請後に実印を変更する場合は、変更手続き時に印鑑（登録）証明書もあわせて提出してください。

5 種目

種目の登録については、大阪市に登録されているものが、本組合に登録されるため、本組合

への種目登録は不要です。

本組合の種目一覧は、この申請要領とは別に用意しています。申請する区分に対応した種目一覧をご覧ください。種目一覧には、参考に、大阪市の発注例を記載していますが、本組合ではその一部の発注しか行いません。

区分	本組合への種目登録	種目一覧
測量・建設コンサルタント等	大阪市と同様	(別冊) 測量・建設コンサルタント等用

6 注意事項

- (1) 申請内容（提出書類を含む）の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、入札参加資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 承認後、本組合の登録内容に変更が生じた場合は、大阪市へ変更申請を行い、認定後に本組合総務部経理課にて、必ず変更申請の手続きを行ってください。変更手続き用の書類はありませんので、再度上記の提出書類を提出ください。変更申請の手続きなしに入札に参加した場合は無効となります。登録種目のみの変更の場合は本組合への届け出は不要ですが、大阪市の登録種目に変更があった場合はご連絡ください。

7 申請についての問い合わせ

申請について不明な点がありましたら、本組合総務部経理課へお問い合わせください。

問い合わせ先 06-6630-3349 (直通)

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるとときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。
- 3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除

外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第4条 管理者は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第5条 管理者は、第3条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（下請負等の禁止及び下請契約の解除等）

第9条 事務局長は、暴力団員及び暴力団密接関係者が契約相手方及び下請負人等となることを許してはならないものとし、契約相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 事務局長は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、第3条第1項第7号の規定に基づき、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

（契約の解除の指導）

第11条 事務局長は、第3条第1項第6号又は同条同項第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

（入札等除外措置の通知等）

第16条 管理者は、第3条第1項若しくは同条第2項の規定による入札等除外措置、同条第3項の規定による入札等除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第6項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

○別表

措置要件	措置
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状兼）

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合

契約担当者 事務局長 様

（〒 ）

（申請者） 本店（主たる営業所）

の 所 在 地

（商業登記・住民登録上の所在地： ）

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者役職・氏名

電話番号

（〒 ）

（契約上の受任者） 支店又は営業所

設定する場合のみ記入 の 所 在 地

支店等の名称

フリガナ

受任者役職・氏名

電話番号

貴組合における入札に参加いたしたく、申請書別紙及び次の関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 使用印鑑届（本組合所定様式）
- 2 入札参加承認通知書（本組合所定様式）
- 3 印鑑（登録）証明書（原本で発行後3か月以内のもの）
- 4 その他必要な書類

（誓約事項）

貴組合における入札参加申請につき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 申請書及び関係書類に記載した事項に相違ないこと
- 2 契約を締結する能力を有しない者でないこと
- 3 破産者で復権を得ない者でないこと
- 4 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する行為を行わないこと

（委任事項）

前記、受任者を代理人と定め、貴組合における契約について次のとおり権限を委任します。

- 1 入札及び見積りについて
- 2 契約の締結、変更及び解除について
- 3 契約代金の請求、保証金の請求並びに受領について
- 4 復代理人の選任及び解任について
- 5 契約の履行に関する保証契約の締結について

入札参加資格審査申請書別紙

(下記「申請の区分」ごとにこの「申請書別紙」を提出してください)

1. 申請の情報 (□にレ印を記入)	<u>申請の区分</u> (一つ選択)	<input type="checkbox"/> 工事請負、 <input type="checkbox"/> 物品供給等、 <input type="checkbox"/> 業務委託、 <input type="checkbox"/> 測量・建設コンサルタント等 (申請する区分が複数ある場合はそれぞれの区分ごとに作成してください)		
	手続きの区分	<input type="checkbox"/> 新規		
		<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 本店登録内容	現在の業者番号
			<input type="checkbox"/> 受任者設定内容	<input type="checkbox"/> 実印・使用印
		<input type="checkbox"/> 継続 (現在の業者番号→)		
2. 当該区分における 大阪市の承認番号	承認番号			
3. 修繕の希望の有無 (□にレ印を記入)	工事請負のみ	<input type="checkbox"/> 登録を希望する	<input type="checkbox"/> 登録を希望しない	

変更の手続きを行う場合は、下記4、5の変更箇所のみを記載してください。

4. 本店 登録内容	本店所在地	変更前 (〒) (フリガナ)		変更後 (〒)
	商号又は名称			
	代表者役職			
	代表者氏名			
	電話番号			
	5. 受任 者設定内 容	支店所在地	(〒)	
6. 添付 書類	支店等の名称			
	受任者役職			
	受任者氏名			
	電話番号			
	①使用印鑑届 (本組合所定様式) ②入札参加承認通知書 (申請する区分が複数ある場合はそれぞれの区分ごとに作成してください) ③印鑑 (登録) 証明書 (原本で発行後3か月以内のもの) ④その他必要な書類 (入札参加資格審査申請書の提出後に代表者等の変更があった場合で大阪市の入札参加有資格者名簿で確認ができない場合は「履歴事項全部証明書」(発効後3か月以内のもの写し可)を提出してください。 なお、上記③④については、申請する区分が複数ある場合でも提出は1部で結構です。			

業者番号 (本組合記入欄)	
------------------	--

使 用 印 鑑 届

本 店 (主たる営業所)	
の 所 在 地	
フ リ ガ ナ 商 号 又 は 名 称	
フ リ ガ ナ 代表者役職・氏名	
(契約上の受任者) 支店又は営業所 の 所 在 地	
支 店 等 の 名 称	
フ リ ガ ナ 受任者役職・氏名	
電 話 番 号	()
押 印 欄	実 印
	法務局・市区町 村長の証明した 代表者・本人の 印鑑
押 印 欄	使 用 印
	社印は使用しな いこと

使用印は、入札・見積りの参加、契約の締結・変更・解除、契約代金の請求・保証金の請求・受領に使用します。使用印は、役職名又は氏名等が表示されたものに限ります。

令和8・9・10年度

業者番号：
(本組合記入欄)

承認の区分：測量・建設コンサルタント等

入札参加承認通知書

大阪広域環境施設組合の入札参加有資格者名簿への登録が完了しましたので通知します。

本店の
所在地
商号又は
名称
代表者
役職氏名

<受任者を設定する場合のみ記入>

支店又は営業所
の所在地

支店等の名称
受任者
役職氏名

実印	使用印

1. この入札参加承認の有効期限は令和11年4月30日までです。
2. 申請書類の記載事項に変更があったときは直ちに届け出ください。
3. この通知書に記載の「業者番号」は本組合電子入札システム利用者登録をする際に必要となるほか、紙入札で使用する「入札書」に記載が必要となりますので、大切に保管してください。

令和　年　月　日
(本組合記入欄)
大阪広域環境施設組合

大阪広域環境施設組合

種目一覧

－測量・建設コンサルタント等用－

種目登録

大阪市に承認されている種目が、大阪広域環境施設組合に登録されます（大阪広域環境施設組合での種目登録は不要です）。

業務種別		登録部門等		業務内容
100	測量			測量法に基づき、測量士、測量士補が行なう業務
200	地質調査			地盤調査及び土質試験業務
300	建築設計・監理	301	一級	建築士法に基づき、建築士が行なう設計、工事監理業務
		302	二級	
400	設備設計・監理			建築設備工事の設計、工事監理に関する助言を行なう業務
500	建設コンサルタント	501	河川、砂防及び海岸・海洋	建設工事の設計、監理もしくは建設工事に関する調査企画、立案又は助言を行なう業務
		502	港湾及び空港	
		503	電力土木	
		504	道路	
		505	鉄道	
		506	上水道及び工業用水道	
		507	下水道	
		508	農業土木	
		509	森林土木	
		510	造園	
		511	都市計画及び地方計画	
		512	地質	
		513	土質及び基礎	
		514	鋼構造及びコンクリート	
		515	トンネル	
		516	施工計画、施工設備及び積算	
		517	建設環境	

		518	機械	
		519	水産土木	
		520	電気電子	
		521	廃棄物	
600	補償コンサルタント	601	土地調査	公共事業に必要な土地等の取得もしくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務
		602	土地評価	
		603	物件	
		604	機械工作物	
		605	営業補償・特殊補償	
		606	事業損失	
		607	補償関連	
		608	総合補償	